

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年2月6日
【会社名】	株式会社日立製作所
【英訳名】	Hitachi, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 中西 宏明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 3258 - 1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 3258 - 1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2014年1月30日、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社日立メディコ（以下「日立メディコ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しました。

その後、当社は、2014年2月6日、日立メディコとの間で、本株式交換に係る株式交換契約を締結したこと等から、上記臨時報告書において未定としていた事項等について開示するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書（以下「本訂正報告書」といいます。）を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2. 報告内容

- (2) 本株式交換の目的
- (3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容
- (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

2 【報告内容】

(訂正前)

(2) 本株式交換の目的

(前略)

当社は、日立メディコの完全子会社化後に、日立メディコの事業と当社の社内カンパニーのヘルスケア関連事業を一体として運営するとともに、最適な事業戦略を策定、実行していく予定です。その具体的な方法については、今後検討してまいります。その際、当社は、日立メディコの事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、日立メディコの事業の強化を図っていきます。なお、当社は、完全子会社化後の日立メディコの経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針です。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

当社を株式交換完全親会社、日立メディコを株式交換完全子会社とする株式交換です。もっとも、本株式交換に係る株式交換契約については未だ締結されておらず、本株式交換の詳細については未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、日立メディコについては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。なお、その効力発生日につきましては、現在未定ですが、遅くとも2014年4月頃までを目処としております。

また、本株式交換においては、当社を除く日立メディコの株主の皆様が所有する日立メディコの株式の対価として当社の株式を交付することを予定しております。また、本株式交換における株式交換比率は、最終的には当社と日立メディコが協議の上で決定しますが、本株式交換により日立メディコの株主の皆様が受け取る対価（当社の株式。ただし、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数部分に応じた金銭の交付となります。）を決定するに際しての日立メディコの株式の評価は、本公開買付けの日立メディコの株式の買付価格（1株につき、金1,800円）と同一の価格にする予定です。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換に係る割当ての内容については未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。なお、本株式交換における株式交換比率は、最終的には当社と日立メディコが協議の上で決定しますが、本株式交換により日立メディコの株主の皆様が受け取る対価（当社の株式。ただし、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数部分に応じた金銭の交付となります。）を決定するに際しての日立メディコの株式の評価は、本公開買付けの日立メディコの株式の買付価格（1株につき、金1,800円）と同一の価格にする予定です。

(訂正後)

(2) 本株式交換の目的

(前略)

当社は、日立メディコの完全子会社化後に、日立メディコの事業と当社の社内カンパニーのヘルスケア関連事業を一体として運営するとともに、最適な事業戦略を策定、実行していく予定です。その具体的な方法については、今後検討してまいります。その際、当社は、日立メディコの事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、日立メディコの事業の強化を図っていきます。なお、当社は、2014年4月1日付で、日立グループのヘルスケア事業体制を再編・統合し、ヘルスケアグループ及びヘルスケア社を新設することを決定しております。

また、日立メディコは、2014年4月1日付での代表執行役 執行役社長の交代を決定しておりますが、当社は、完全子会社化後の日立メディコの経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針です。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

2014年2月6日に締結した株式交換契約に基づき、当社は、2014年3月1日を効力発生日として、本株式交換により当社が日立メディコの発行済株式（ただし、当社が所有する日立メディコの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の日立メディコの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その所有する日立メディコの株式に代わり、その所有する日立メディコの株式の数の合計に2.187を乗じた数の当社の株式を交付します。当社の交付する株式は、全てその自己株式（今後取得する自己の株式を含みます。）にて対応する予定です。これにより、日立メディコは当社の完全子会社となります。

なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、日立メディコについては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

日立メディコの株式1株に対して、当社の株式2.187株を割当交付します。ただし、当社が基準時において所有する日立メディコの株式（なお、本訂正報告書提出日現在当社が所有する日立メディコの株式は36,941,083株です。）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。また、本株式交換により当社が交付する株式数は、普通株式4,758,566株となる予定であり、全てその自己株式（今後取得する自己の株式を含みます。）にて対応する予定です。

なお、日立メディコは、基準時までには所有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を基準時をもって消却することを、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日立メディコの取締役会において決議する予定で、上記の普通株式の数（4,758,566株）はかかる消却が行われることを前提とした数です。また、上記の普通株式の数（4,758,566株）は、日立メディコの自己株式の取得等の理由により今後修正される可能性があります。

本株式交換により交付されるべき当社の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当社は、当該端数の交付を受けることとなる日立メディコの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数に応じた金銭を交付します。

その他の株式交換契約の内容

当社が日立メディコとの間で、2014年2月6日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社日立製作所（以下「甲」という。）と株式会社日立メディコ（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日立製作所

住所：東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社日立メディコ

住所：東京都千代田区外神田四丁目14番1号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲が、本株式交換に際して、乙の各株主（但し、甲を除く。）に対して交付するその有する乙の普通株式に代わる甲の普通株式の合計数は、以下のとおりとする。

乙が、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において発行している普通株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の数の合計に2.187を乗じた数

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の各株主（但し、甲を除く。）に対し、以下の割合にて甲の普通株式を割り当てる。

乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2.187株

3. 前項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

（1）資本金の額 金0円

（2）資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額

（3）利益準備金の額 金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2014年3月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

2. 前項に拘らず、乙は、法令等に従い、基準時までには有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）を基準時をもって消却するものとする。

第8条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)第6条第1項但書に定める甲の臨時株主総会において、効力発生日の前日までに本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が受けられないとき（会社法第796条第4項の規定に従い本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）、(ii)前条に基づき本株式交換が中止されたとき、又は(iii)本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙別途協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2014年2月6日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

株式会社日立製作所

執行役社長 中西宏明

乙：東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社日立メディコ

執行役社長 北野昌宏

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当会社と日立メディコは、2013年10月上旬頃の当会社からの提案を契機に、当会社は、当会社及び日立メディコから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、日立メディコは、当会社及び日立メディコから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任のうえ、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当会社は、当会社が日立メディコを完全子会社とすることで、より安定した資本関係を構築し、当会社の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体化した事業運営を行うことが、日立メディコ、ひいては日立グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、当会社が日立メディコを完全子会社とすることを目的として、2013年11月14日から2013年12月19日まで、日立メディコの発行済株式の全て（ただし、当会社が所有する日立メディコ株式及び日立メディコが所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施しました。

また、当会社は、本公開買付けの決済後の基準日時点（日立メディコは2013年12月31日を基準日に設定しました。）の日立メディコにおける米国人株主の所有割合（注）が10%を超えていないことが確認できた場合には、本株式交換の方法により日立メディコを完全子会社化することを企図しており、その際には、本株式交換により日立メディコの株主の皆様が受け取る対価（当会社の株式。ただし、当会社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数部分に応じた金銭の交付となります。）を決定するに際しての日立メディコの株式の評価は、本公開買付けの日立メディコの株式の買付価格（1株につき、金1,800円）と同一の価格にすることとしておりました。

(注) 米国人株主の所有割合は、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) に従い算定されますが、概要、米国人株主が所有する日立メディコの株式数を、日立メディコの発行済株式総数から当会社及び日立グループが所有する日立メディコ株式並びに日立メディコが所有する自己株式を控除した数で除した割合となります。)

そして、当該基準日時点の日立メディコにおける米国人株主の所有割合が10%を超えていないことが確認できたことから、当会社及び日立メディコは、本株式交換の方法により当会社が日立メディコを完全子会社化することを決定しました。

当会社及び日立メディコは、日立メディコの株式の評価については本公開買付けの日立メディコの株式の買付価格と同一の価格としつつ、本株式交換に係る割当比率等について、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた本株式交換に係る株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果並びに当会社の株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。

その結果、当会社は、第三者算定機関である野村證券から2014年2月6日付で受領した株式交換比率算定書、当会社及び日立メディコと利害関係を有しないリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に検討した結果、上記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率は妥当であり、当会社及び日立メディコの株主の皆様を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。なお、当会社は、上記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率を算出するに際し、当会社の普通株式の評価については、本株式交換契約締結の前営業日である2014年2月5日を基準日として、基準日終値、基準日までの直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値をそれぞれ参照し、日立メディコの普通株式の評価については、本公開買付けに応募した日立メディコの株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性を確保する観点等から、本公開買付けにおける公開買付価格(1株につき、金1,800円)と同一の価格とすることが妥当であると判断しました。

他方、日立メディコは、第三者算定機関である大和証券から2014年2月5日付で受領した株式交換比率算定書、当会社及び日立メディコと利害関係を有しないリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言、同事務所から2014年2月5日付で受領した本株式交換は日立メディコの少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書その他の関連資料並びに本公開買付けに応募した日立メディコの株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性の要請等を踏まえ、当会社による日立メディコの完全子会社化を目的とした本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、上記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率は大和証券の2014年2月5日付株式交換比率算定書に照らして合理的な水準であることから、日立メディコの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、上記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、いずれも本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

算定に関する事項

() 算定機関の名称及び上場会社との関係

野村證券及び大和証券はいずれも、当会社及び日立メディコから独立しており、当会社及び日立メディコの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。

() 算定の概要

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当会社及び日立メディコがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当会社は野村證券を、日立メディコは大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選任しました。

野村證券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、当会社については、当会社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2014年2月5

日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日終値、基準日までの直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値)を採用して算定を行いました。

日立メディコについては、日立メディコが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2014年2月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日終値、基準日までの直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値)を、また、日立メディコには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

なお、当会社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	2.145～2.323
類似会社比較法	1.583～3.221
DCF法	1.788～3.126

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当会社、日立メディコ及びそれらの関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っており、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2014年2月5日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当会社及び日立メディコの財務予測については、当会社及び日立メディコにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、DCF法の前提とした日立メディコの事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による増収増益を見込んでいるためです。

一方、大和証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、当会社については、当会社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(2014年2月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、2014年1月6日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、2013年11月6日から基準日までの直近3ヶ月間及び2013年8月6日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均株価)を採用して算定を行いました。

また、日立メディコについては、本公開買付けにおける買付価格を算定した時点以降に株式価値に重要な影響を与える事象は発生していないことから、本公開買付けにおける買付価格(1株につき、金1,800円)をその株式価値として採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、当会社の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果(株式交換比率の算定結果)は、2.187から2.576と算定されております。

大和証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っており、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2014年2月5日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

以上